

## 「仕事」と「家庭」を両立するための行動計画

社員が健康で生き生きとした職場づくりに取り組み、持てる能力を十分に発揮出来るよう、子育てを行う社員の「仕事」と「家庭」の両立支援と働き方の見直しについての多様な労働条件整備に必要な雇用環境の改善に関して、次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成27年10月 1日～平成29年 9月30日までの2年間
2. 計画内容

### 【 目標 1 】

**3歳以上の子を養育する従業員に対する所定外労働免除制度を導入する。**

＜対策＞ 平成28年12月	子どもを育てる従業員の仕事と家庭生活の両立支援環境整備を図るために「所定外労働免除」の対象となる子供の年齢を3歳から小学校就学の始期に達するまでの子とする
------------------	---

### 【 目標 2 】

**年次有給休暇取得促進のための措置を実施する。**

＜対策＞ 平成28年 5月	平成28年4月からの年間「5日」の有給休暇取得に向けて、現状把握の上で完全実施に向けた計画的な措置を講ずる。
------------------	--

以上

